

社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検要領

1. 緊急点検の目的

これから到来する梅雨期など、今年の出水期に備え、水害や土砂災害から社会福祉施設の施設利用者等の身を守ることを目的として避難の実効性を高めるため、「避難確保計画（水防法・土砂災害防止法）」（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。以下同じ。）の内容について、緊急的に点検を実施する。緊急点検を実施したうえで、安全な避難先の選定や施設利用者の避難誘導要員の早期確保などの必要な改善を実施するものである。

2. 対象施設

市区町村地域防災計画へ位置づけられている、以下の場所に位置する全ての社会福祉施設（これに類する施設を含む）

- ・ 洪水浸水想定区域
- ・ 高潮浸水想定区域
- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

3. 緊急点検の実施主体社会福祉施設の管理者等（施設長・副施設長・防災リーダー等の当該施設における災害対策に責任を有している者（以下「施設管理者等」という。）をいう。）

4. 点検項目

避難確保計画に定められている内容のうち、施設利用者等の避難確保の実効性を確保するために最低限必要であると考えられる以下の項目について点検を実施する。項目ごとのチェックすべき内容については、別紙のチェックシートに示す。

- ① 施設の災害リスク情報について
- ② 施設利用者の避難先や避難行動について
- ③ 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて
- ④ 施設利用者の避難支援のための体制確立について

5. その他

避難確保計画や非常災害対策計画が未作成の施設については、速やかに計画の作成を進めるとともに、併せて上記要領に沿った内容で施設の防災体制に関する点検を実施しておくこと。なお、施設管理者等が緊急点検を実施した結果懸念事項等がある場合は、必要に応じ市区町村に相談し、助言等を受け対応策を検討すること。

また、今年の出水期に備えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意した上で、上記要領での確認事項を施設の職員全員と情報共有するとともに、情報伝達等の可能な実地訓練を実施しておくこと。